

ようこそ

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン



#happyholi



HAPPY

HOLI



FORMULA GROUP
Mobility Managed

一つの窓口から全ての希望を モビリティのフォーミュラグループ



お住まい &
商業スペース探し



ドライバー付き
レンタカー



FRRO/FRO全般
お手続きサポート



リロケーション
サービス



コーポレート
ハウジング

www.formulaindia.co.jp



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

hisako.sugawara@krayman.com



ラジッシュ・クマール
(Rajnish Kumar)

rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本公認会計士

hiroshi.matsuda@krayman.com

非公開会社における有価証券の電子化期限の延長

企業省(MCA)はこのほど、2014年会社(目録見書および証券の割当)規則9Bに基づく有価証券の電子化要件への非公開会社の対応期限を更新しました。この延長は、コーポレート・ガバナンスの近代化、透明性の向上、証券市場におけるペナミ取引の抑制を目的とした政府の継続的な取り組みの一環です。

初期の期限と最近の延長

当初の規則では、非公開会社(中小企業や政府系企業を除く)は2024年9月30日までに株式や債券などの現物証券を電子化する必要がありました。しかし、最近の2024年2月12日の更新により、これらの企業の遵守期限は2025年6月30日まで延長されました。

この変更の影響を受ける企業

この期限延長は、2023年3月31日現在で小規模企業に分類されていない非公開会社に適用されます。小規模企業は、払込資本金が4クロー ルピー以下で、前会計年度の売上高が40クロー ルピー以下の企業であり、これらの企業はこの要件から免除されます。同様に、政府が払込資本金の少なくとも51%を保有している政府企業も免除されます。

延長された期限の主な規定

1. 既存証券の電子化: 小規模企業および政府企業を除くすべての非公開会社は、2025年6月30日までに現物証券を電子化しなければなりません。
2. 物理的取引の制限: 延長された期限以降、企業は新しい証券の発行、自己株式の買戻し、または物理的形態での証券の譲渡を行うことができなくなります。プロモーター、取締役、重要な経営者

(KMP)などの主要な利害関係者の証券も、これらの行動を円滑に行うために電子化されている必要があります。

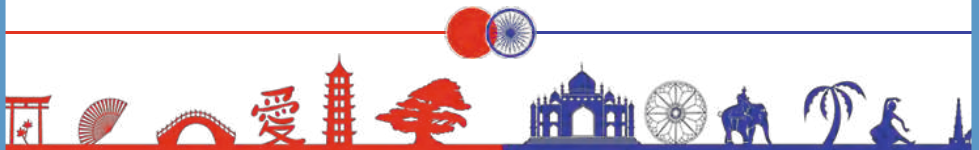
3. 国際証券識別番号 (ISIN): 非公開会社は、円滑な電子化を確保するために、2025年の新しい期限までにNSDL(国立証券預託機構)またはCDSL(中央証券保管機構)からISINを取得しなければなりません。
4. コンプライアンス報告: 証券の電子化が完了した後、私的企業は、コンプライアンスを確認するために、60日以内にフォームPAS-6を会社登記局(RoC)に提出しなければなりません。

非公開企業への影響

- 資本調達および物理的証券の発行: 非公開会社は、2025年6月30日まで資本を調達し、現物証券を投資家に発行し続けることができます。
- コンプライアンスのための追加時間: 延長された期限により、企業には次のことを行うための時間が提供されます:
 - 既存証券の電子化を完了する。
 - 2025年6月30日以降に発行されるすべての新しい証券が電子化された形態であることを確認する。

証券保有者への影響

- 証券の譲渡: 証券保有者は、2025年6月30日までは物理的な形態で証券を他者に譲渡することができます。しかし、この日以降は、証券が電子化されていない限り、現物証券の譲渡は許可されなくなります。



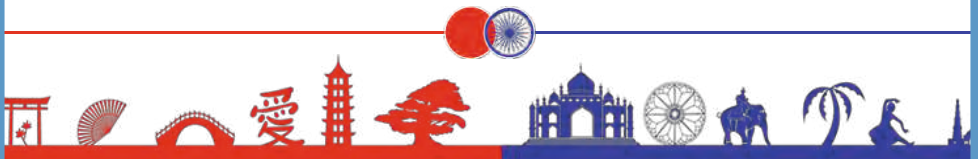
当社のサポート

- **電子化の進捗状況の確認:** 会社の株式、優先株、社債、またはその他の証券の電子化状況を評価し、新しいコンプライアンス要件に従って進行中であることを確認します。
- **期限内のコンプライアンス確保:** 2025年6月30日の期限を守り、違反や規制上の問題を回避できるようにサポートいたします。

コンプライアンス違反の罰則

2025年6月30日までに電子化の要件を遵守しない場合、企業およびその役員に対して罰則が科される可能性があります。遵守しない場合、最大10,000ルピーの罰金が課され、違反が続く場合は1日あたり1,000ルピーの追加罰金が科されることがあります。

クレイマンに関しまして: KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、ゲルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



ゴアで、日本の屋台からインスピレーションを受けたラーメン和食 まさかゴアで「一蘭」の名を聞ける場所があるとは。

ゴアに、ラーメンチェーン「一蘭」に憧れた店主が経営する日本料理店がオープンしたことを知った。

北部の街マルガオ (Margao) のバス停近くに昨年9月にオープンした日本料理店「コノハ (Konoha)」が、地元の人々をすでに虜にしている。

店主のハーシェル・フェルナンデス (Herschell Fernandes) 氏とグレンドン・ペレイラ (Grendon Periera) 氏は、かねて日本のラーメンチェーン「一蘭」に憧れ、日本の屋台文化にも強い影響を受けた熱狂的なアニメファンである。そんな2人が目指したのは、「おいしいものを求め、さっと来て食べ、さっと去る」気軽なラーメンバーである。

店内はわずかカウンター8席のみというミニマルな造りだが、すでに予約必至の人気ぶり。

営業日は週3日のみで、予約はInstagramやWhatsApp経由で受け付けている。

メニューはラーメン3種類、寿司2種類、焼き鳥2種類、丼ものの2種類と至ってシンプルながら、どれもボリューム満点とある。名物の豚骨ラーメンは、20時間かけて仕込む風味豊かなスープが最大の魅力、他にも鶏と椎茸をベースにした

スープ、ビーガン向けの豆腐を使った味噌ラーメンも用意されている。

また、「Fuji volcano sushi roll」という物騒な名前の巻き寿司もあるようだ。

このように、ラーメンを中心とした創作和食が楽しめる店となっている。

さらに、ハーシェル氏の母特製のパンナコッタや抹茶チーズケーキ、タピオカミルクティーなど、甘党も満足できるデザートメニューも充実しているようだ。

「コノハ」は、「ノーフリル」でありながら、本格的な味わいと日本の屋台文化を感じさせる温かい雰囲気兼ね備えた新しい食のスポットである。

予約をしてからの訪問がおすすめ。

Konoha

GS3, Angle Apartments, KTC Stadium Road, Fatorda, Madgaon, Goa



Yoko Deshmukh (デシュムク陽子)

asksiddhi - インドをもっと知ろう インド・ブネ在住の英日・日英翻訳者、デシュムク陽子のブログ

インド・ブネ在住歴10年以上の英日・日英フリーランス翻訳者、デシュムク陽子 (Yoko Deshmukh) が運営しています。2003年9月30日からインドのブネに住んでいます。本ブログ「ASKSiddhi (アスクスィッディ)」は2003年8月より翻訳の訓練を兼ね、インド情報を中心にほぼ毎日更新。ASKSiddhi (アスクスィッディ) は、インド・ブネのソフトウェア会社 ShimBi Labs が開発し、プログラミングの知識がなくても誰でも簡単にオリジナルなブログを構築できるソフトウェア、「Budo」を使って更新しています。